



きょうわっ子だより

第4号 2025. 1

きょうわっ子 第3回目（1月17日）

学校運営協議会では本校に隣接する地区である細田地区の自治会長さんがメンバーとして入っていただいています。生徒たちが地域社会に貢献し、地域の方々に喜んでもらおうという目的で、細田公民館の清掃を行うことになりました。

地域の公民館を掃除した生徒達、自治会長さんに感謝される

高等部職業コースの生徒たちは約1時間、窓を拭いたり落ち葉を集めたりしました。日頃職業科で学習した成果を十分に発揮し、互いに協力しながら取り組みました。自治会長さんは生徒たちの熱心な様子を見て大変喜んでいらっしゃいました。生徒たちも地域の方々が集う公民館をきれいにすることができて充実した表情を見せていました。

今後も少しずつ地域社会に貢献し、より良い関係が築いていけたら良いと思います。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会とは

平成 16 年の法改正により制度化、平成 29 年改訂により設置が努力義務化されました。

「学校運営協議会」は合議体であり、学校と地域が「対等な立場」で協議する役割があります。

～根拠となる法律～

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四章第四節



自治会長さんに作業終了報告！

「はな」を咲かせる「きょうわっ子」
「地域とともにある学校」「特色ある学校づくり」